

2019年10月25日 国家知識産権局
特許審査指南の改正、11月1日施行の公示

<http://www.cnipa.gov.cn/zfgg/1142481.htm>

專利審査指南改正部分 2019年11月施行

第一部 方式審査

第一章 発明特許出願の方式審査

5.1.1 分割出願の確認

(3) 分割出願の提出時期

(第4段落)

但し、審査官の分割通知書或いは審査意見通知書により分割出願に単一性の欠陥があるため、出願人が審査官の審査意見に基づき再度分割出願をする場合、再度分割出願が提出された時、当該単一性の欠陥が存在する分割出願に基づいて審査しなければならない。規定に合わない場合、分割出願に基づいて分割はできず、審査官は分割出願を未提出と見做す意見書を発行するとともに案件終了の処理をしなければならない。

(4) 分割出願の出願人と発明者

分割出願の出願人は分割出願提出時に原出願の出願人と同一でなければならない。分割出願に対して再度分割出願をする出願人は、その分割出願の出願人は同一でなければならない。規定に合わない場合、審査官は分割出願未提出と見做す通知書を発行しなければならない。

分割出願の発明者はまた原出願の発明者或いはその発明者の構成員の一部でなければならない。分割出願に対して再度分割出願する発明者は原出願の発明者或いはその発明者の構成員の一部でなければならない。本規定に合わない場合、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限を過ぎても補正しない場合、審査官は見做し取下の通知書を発行しなければならない。

6.7.2 記録事項変更の証明書類

6.7.2.2 特許出願権(或いは特許権)の移転

(2) 出願人(或いは特許権者)は権利の譲渡或いは贈与が生じ権利移転の変更請求を提出する場合、双方が署名或いは押捺した譲渡或いは贈与契約を提出しなければならない。必要に応じて、主体資格証明を提出しなければならない。例えば、当事者が特許出願権(或いは特許権)の譲渡或いは贈与に疑義がある場合；当事者が特許出願権(或いは特許権)の移転手続きを行い、複数回提出された証明書に相互に矛盾がある場合；譲渡或いは贈与協議の出願人或いは特許権者の署名或いは捺印が案件に記載されている署名或いは捺印と一致しない場合である。当該契約は組織が締結したものである場合、組織の公印或いは契約専用印を捺印しなければならない。個人が締結した契約の場合、本人が署名或いは捺印する。複数の出願人(或いは特許権者)による場合、権利者全員が譲渡或いは贈与に同意する旨の証明資料を提出しなければならない。

第三章 意匠特許出願の方式審査

4.2 意匠の図面或いは写真

(2014年68号令改正部分)

.....

グラフィカルユーザーインターフェイス(以下、GUI)を含む製品の意匠の場合…以下削除

4.3 簡単な説明

(2014年68号令改正部分)

……

(7)GUIを含む製品の以下削除

4.4 GUI製品の意匠(新設)

GUI製品の意匠は、製品の設計の要点にGUI設計を含むものである。

4.4.1 製品名称

GUIを含む製品の意匠名称は、GUIの主な用途及びその応用製品を表示しなければならず、一般的に「GUI」というキーワードが必要で、動作するGUIの製品名称には「動作(中国語:動態)」というキーワードが必要である。例えば、「温度調節ユーザーインターフェイス付き冷蔵庫」、「携帯電話用天気予報動作GUI」、「ビデオオンデマンドGUI付きディスプレイパネル」。

曖昧に、「GUI」の名称だけの商品名として使用してはならない。例えば、「ソフトウェアGUI」、「操作用GUI」。

4.4.2 意匠図面或いは写真

GUIを含む製品の意匠は、本部第三章第4.2節の規定を満たさなければならない。設計の要点がGUIのみである場合、GUIを含むディスプレイパネルの正投影図を少なくとも1つ提出しなければならない。

GUIの設計が最終製品でのサイズ、位置と比率関係を明確に表示する必要がある場合、GUIに関する面の正射影最終製品図を一つ提出する必要がある。

GUIが動作する図の場合、出願人は少なくともGUIの一つの状態に関する面の正投影図を正面図として提出しなければならない。その他の状態は、GUIの重要なコマの図のみを変化状態図として提出してもよいが、提出する図は動作する図における変化状態図の完全な変化の推移を一意に特定できなければならない。変化状態図を表示する場合、動作する変化の過程を順番に表示しなければならない。

投影設備を操作するためのGUIの場合、GUIの図面を提出する以外に、少なくとも一つの明瞭な表示投影装置の図面を提出しなければならない。

投影設備類のGUIの製品意匠について言うと、明確な投影設備の図面とGUIの図面を提出しなければならない。

4.4.3 簡単な説明

GUIを含む製品の意匠は、簡単な説明の中でGUIの用途を明確に説明するとともに、製品名称に反映される用途と対応しなければならない。GUIを含むディスプレイパネルの正射影図のみを提出する場合、当該GUIが適用される最終製品を包括しなければならない、例えば、「携帯電話、コンピューター用ディスプレイパネル」。必要に応じて、製品内のGUIの区域、インタラクティブ方法や変化状態などを説明することができる。

7.4 意匠特許権を付与しない状況

特許法第2条4項の規定に基づき、以下の項目は意匠特許権を付与しない状況に該当する。

……

(11)人間との相互作用のないゲームインターフェイス表示装置に表示される図案、例えば、電子壁紙、スイッチ画面、人間と相互作用のないウェブサイトのウェブページのグラフィックレイアウト。

第二部 実体審査

第一章 特許権を付与しない出願

3.1 特許法5条1項に基づき特許権を付与しない発明創造

3.1.2 社会道徳に違反する発明創造

.....

(第三段落を追加) 但し、発明創造が体内での発育を経ていない受精14日以内のヒト胚分離或いは獲得した幹細胞を利用したものである場合、「社会公徳に反する」という理由で特許権の付与を拒絶することはできない。

第四章 進歩性(創造性)

3.2.1 突出した実質的特徴の判断

3.2.1.1 判断方法

保護を求める発明が従来技術に比べて自明であるかどうかを判断する場合、通常は以下に掲げる3つの手順に従って進めることができる。

(1) 最も近似する従来技術を確定する;

.....

(2) 発明の区別できる特徴と発明が実際に解決する技術的課題を確定する;

審査においては、発明が実際に解決する技術的課題を客観的に分析し、特定しなければならない。このために、まず保護を求める発明と最も近い従来技術とを対比し、どこが区別できる特徴かを分析し、その後、当該区別できる特徴に基づき、保護を求める発明における達成できる技術効果に基づき、発明が実際に解決する技術的課題を決定しなければならない。この意味から言うと、発明が実際に解決する技術的問題とは、より良い技術的效果を得るために、最も近い従来技術を改善するために必要な技術的任務をいう。

.....

(第三段落) 改めて確定された技術的課題は、各発明の具体的な状況に応じて決定する必要がある。原則としては、発明のいかなる技術的效果も改めて確定した技術的課題に基づくことができるが、当業者が当該出願明細書に記載されている内容から当該技術効果を知ることができる場合に限られる。機能的に相互にサポートされ、相互に作用関係がある技術的特徴については、保護を求める発明において達成される技術的效果を全体的に考慮しなければならない。

(3) 保護を求める発明が当業者にとって自明であるかどうかを判断する。

.....

第七章 検索

2. 審査用検索情報資源

2.1 特許文献情報資源

発明特許出願の実体審査手続きにおいては、特許文献を検索しなければならず、それに含むものは：中国語特許文献及び外国語特許文献。

審査官は主にコンピューター検索システムを使用して特許文献データベースを検索し、特許文献データベースに主に含まれるもの：特許要約データベース、特許全文データベース(SIPOABS)、特許分類データベースなど。

2.2 非特許文献情報資源

審査官は特許文献を検索する以外に、非特許文献を検索しなければならない。コンピューター検索システムとインターネットで入手できる非特許文献に主に含まれるもの：国内外の科学技術図書、定期刊行物、学位論文、標準/規約、索引及びマニュアルなどが含まれる。

5.3 検索の技術分野の確定

通常、審査官は出願の主題の属する技術分野で検索し、必要がある場合、機能の類似する或いは応用の類似する技術分野まで検索を拡大しなければならない。属する技術分野は特許請求の範囲で限定された内容、特に明確に指摘された特定の機能や用途及び相応の具体的実施例に基づき確定する。審査官が確定した、発明情報を表示する分類番号は、出願の主題の属する技術分野になる。機能の類似する或いは応用の類似する技術分野は、出願書類で明示される出願の主題として必ず具有する本質的な機能又は用途に基づき確定するものであり、単に出願の主題名称、或いは出願書類に明示された特定の機能或いは特定の応用により確定するものではない。

5.4.2 検索要素の確定

……

基本的な検索要素を確定した後、検索対象技術分野の特徴に合わせて、これらの基本的な検索要素の各要素について、コンピューター検索システム中の表現方法を確定しなければならない。

……

6. 発明特許出願についての検索

6.2 検索手順

審査官は通常、出願の特徴に基づき、初歩検索、通常検索及び拡張検索の順で検索を実施し、検索結果を閲覧するとともに新規性と進歩性について判断し、そして本章第8節に記載する検索中止の条件に合致するようになる。

6.2.1 初歩検索

審査官は、出願人、発明者、優先権などの情報を利用して、出願のファミリー出願、親出願/分割出願、出願人或いは発明者が提出した、出願の主題に属する技術分野と同一或いは類似する技術分野のその他の出願を検索しなければならず、類義語検索を利用し、出願の主題の新規性、進歩性に影響を及ぼす引用文献を早期に見つけることもできる。

6.2.2 通常検索

通常検索とは、出願の主題の属する技術分野で行う検索である。

属する技術分野とは出願の主題が属する主要な技術分野であり、これらの分野で検索する場合、密接に関連する引用文献を発見する確率が最も高い。このため、審査官はまずこれらの分野の特許文献の中で検索しなければならない。

出願のその他の検索すべき主題については、それが属し或いはそれに関連する技術分野で類似する方法で検索しなければならない。

本節に記載する検索を通じて、確定した技術分野が正しくないことが分かった場合、審査官は改めて技術分野を確定し、当該技術分野で検索しなければならない。6.2.3 拡張検索

拡張検索とは、機能が類似する或いは応用の類似する技術分野で実施される検索である。

例えば、ある出願の独立請求項はシリコン油圧オイルを使用した印刷機と限定している。発明はシリコン油圧オイル

ルを使用することで、可動部材の腐食問題を解決する。油圧印刷機が属する技術分野で引用文献が検索で見つからない場合、連動部材の腐食問題を抱える一般的な油圧システムが属する分野などで機能が類似する技術分野、或いは油圧システムの特定の応用技術分野などの応用が類似する技術分野まで拡張検索を実施しなければならない。

6.3 検索方針

検索方針の制定には、通常、検索システム或いはデータベースの選定、基本的な検索要素の表示、検索式の構築と検索方針の調整が含まれる。

検索過程で、審査官は随時関連文献に基づいて関連文献を見つけるために、引用文献、被引用文献、発明者、出願人に関する追跡検索を行うことができる。

6.3.1 検索システム或いはデータベースの選定

検索システム/データベースの選定する場合、審査官は通常、次のような要素を考慮しなければならない：

- (1) 出願の主題の属する技術分野；
- (2) 検索が必要な文献の国と年代；
- (3) 検索時に採用する検索フィールドと検索システム/データベースの提供できる機能；
- (4) 出願人、発明者の特徴。

6.3.2 基本的検索要素の表示

基本的検索要素の表示方法に主に含まれるもの：分類番号、キーワードなど。一般的に、出願の主題を反映する基本的検索要素は分類番号を優先的に用いて表示しなければならない。

分類番号で表示する場合、通常、出願の主題の特徴と分類体系の特徴に基づき、適切な分類体系を選定し使用する必要がある。ある分類体系を選定した場合、まず最も正確で最も下位の分類番号を利用して検索を実施する。但し、非常に関連する分類番号が同時に複数存在する場合、まとめて検索することができる。

キーワードで表示する場合、通常、まず最も基本的で最も正確なキーワードを利用し、しだいに、形式上、意味上、観点上の三つのレベルでキーワードの表示を改善する。形式では、英文の異なる単語、単数複数形、よく見られるスペルミスなどキーワードの表示の各形式を十分に考慮しなければならない。意味では、キーワードの各同義語、類義語、対義語、上位下位概念などを十分に考慮しなければならない。観点では、明細書に記載される解決しようとする技術的課題、技術的効果などを十分に考慮しなければならない。

6.3.3 検索式の構築

審査官は同一の基本検索要素の異なる表示方法をブロック化し、出願の主題の特徴と検索状況を踏まえて、論理演算子を使用してブロックを結合し検索式を構築する。ブロックの組合せ方法には、全要素組合せ検索、部分的要素組合せ検索、単一要素検索が含まれる。

6.3.4 検索方針の調整

審査官は通常、検索結果及び新規性と進歩性の評価の予期方向に検索方針を調整する必要がある。

(1) 基本的検索要素の選定の調整

審査官は、把握した従来技術と発明に対する更なる理解に基づき、基本的検索要素を変更、増加或いは減らす必要がある。

(2) 検索システム/データベースの調整

審査官は、ある検索システム/データベースにおいて引用文献が得られなかった場合、利用可能な検索フィールドと機能及び予期される引用文献の特徴に基づき、改めて検索システム/データベースを選定する必要がある。

(3) 基本的検索要素の表示の調整

審査官は検索結果に応じて随時基本的検索要素の表示を調整する必要がある。例えば、分類番号の表示を調整する場合、通常、まず最も正確な下位グループを使用し、そして上位グループ、メイングループ、小分類まで調整する必要がある。検索結果に基づき、或いは分類表内部もしくは分類表間の関連性を利用し新しく適切な分類番号を見つけることも可能である。キーワードの表示を調整する場合、通常、まず最も基本的で最も正確なキーワードを使用し、そして形式上、意味上、観点上という三つのレベルで表示を調整する。

8. 検索の中止

8.1 検索の限度

……考慮の原則は検索に費やす時間、手間、コストが予期される結果と相応しいものでなければならない。

この原則のもと、審査官が引用文献を得られずに検索の中止を決定する場合、少なくとも最低限のデータベースを検索していなければならない。最低限のデータベースに通常以下のものを含まなければならない：中国特許要約データベース、中国特許全文データベース、外国特許要約データベース、英文特許全文データベース及び中国定期刊行物全文データベース。一部の特定分野の出願の場合、さらに当該分野専用データベースを含まなければならない(例えば、化学構造データベース)。必要に応じて、分野の特徴に基づき、英文全文データベースの範囲を調整する、或いはその他の非特許文献データベース、標準/規約などを追加することもできる。

10. 検索の必要がない場合

……

(4) 明細書と特許請求の範囲では当該出願の主題について明確、完全な説明がされていないため、当業者が実現できない。

注意すべきは、出願のすべての主題が上記の状況に該当するか否かについて、審査官は、必要に応じて、適切な方法で関連する背景技術を理解し、当業者の立場に立ち判断しなければならない。

12. 検索報告

検索報告は検索結果を記載するため、特に関連する従来技術文献及び検索過程に関連する検索記録情報を記載する。検索報告は専利局が規定する書式を採用する。審査官は検索報告に検索した最も近い従来技術の主な検索式、検索したデータベース及び当該データベースで実行された検索表示式(基本検索要素表示形式と論理演算子を含む)を含む、検索で得られた引用文献及び引用文献と出願の主題との関連程度を正確に列挙するとともに検索報告の書式の要求に従い他の各項目を完全に記入しなければならない。

第八章 実体審査手続き

3. 出願書類の確認及び実体審査の準備

(以下、削除し、第五部第七章に新設)

3.4 審査の順番

4. 実体審査

4.2 出願明細書の閲読と発明の理解

審査官は、実体審査を開始した後、まず明細書をよく閲読するとともに、背景技術全体の状況を十分に把握し、発

明を的確に理解することに努めなければならない。発明が解決する技術的課題を理解し、その技術的課題を解決する技術案及びその技術案によりもたらされる技術的効果を理解するとともに、その技術案の必要な技術的特徴の全てを明確にすることに重点を置き、特にその中の背景技術とは区別できる特徴、さらに背景技術に対し発明が改良する点を明確にする。審査官は、発明を閲読し理解する場合、必要に応じて記録をとり、審査の便宜とすることができる。

4.10 第1回目の審査意見通知

4.10.2.2 審査意見通知書本文

出願の具体的な状況及び検索の結果に基づき、通知書本文は以下のような方法で作成することができる。

……

(4) 出願は新規性或いは進歩性を備えていないため特許権を付与することができない場合、審査官は通知書本文において、請求項ごとに新規性或いは進歩性に対する反対意見を提示しなければならないが、まず独立請求項についてコメントし、そして従属請求項についてそれぞれコメントする。(以下変更はないため省略)

……

(第五段落) 審査官が審査意見書で引用した当分野の公知常識は確実なものでなければならず、出願人が審査官の引用した公知常識に異議を提起した場合、審査官は、相応の証拠を示して証明する、或いは理由を説明しなければならない。審査意見書において、審査官は請求項における技術的課題の解決に寄与する技術的特徴を公知常識として認定する時、通常は証拠を提示して証明しなければならない。

4.11 審査の継続

4.11.1 出願に対する継続審査後の処理

審査官は出願に対する審査を継続した後、状況に応じて、出願に対して以下のように状況に応じた処理をすることができる。

(1) 出願人が審査官の意見に基づき、出願を補正し、拒絶されるおそれのある欠陥を除去し、補正後の出願が特許権を付与される可能性がある場合で、出願になにがしかの欠陥がある場合、審査官は、出願人に改めてこれらの欠陥を除去するよう通知しなければならない、必要に応じて、出願人と面接、電話インタビュー及びその他の方法(本章第4.12及び第4.13節参照)で審査を加速することができる。但し、審査官が明らかな誤りに対して職権により補正を行う場合(本章第5.2.4.2及び第6.2.2節参照)を除き、どのような方法で補正意見を提出しても、出願人が正式に提出した書面による補正書を根拠としなければならない。

4.12 面接

実体審査の過程で、審査官は出願人と面接し、審査手続きを加速することができる。出願人も面接を要求することができるが、この場合、面接を通じて有益な目的を達成でき、問題の明確化、相違の解消、理解の促進に有利であり、審査官は出願人が提出した面接要求に同意しなければならない。場合によっては、審査官は面接の要求を拒絶することができる。例えば、書面、電話インタビューなどを通じて、双方の意見がすでに十分に表現されて、関連事実認定が明確である場合。

4.12.1 面接の実施

面接は審査官が要請した場合でも、出願人が要求した場合でも、予め予約しておかなければならない。面接通知書或いは電話により予約することができる。面接通知書の副本及び面接予約に関する電話記録は出願ファイルに保管しなければならない。面接通知書や面接予約に関する電話記録の中に、審査官が確認した面接内容、時間、場所

を明記しなければならない。審査官或いは出願人が面接時に新たな書類の提示を予定している場合、事前に相手方に提示しなければならない。

……

4.13 電話インタビュー及びその他の方法

実体審査の過程において、審査官と出願人は発明と従来技術の理解、出願書類に存在する問題等について電話インタビューすることができる。テレビ会議、電子メール等その他の方法で出願人にインタビューすることができる。必要に応じて、審査官はインタビューした内容を記録するとともに、出願ファイルに保存しなければならない。

インタビュー中に審査官が同意した補正内容について、本章第 5.2.4.2 節及び第 6.2.2 節に記載する状況に属する場合、審査官はこれらの明らかな誤りを職権により補正することができる。審査官が職権により補正できる内容以外は、審査官が同意する補正内容について、出願人は当該補正の書面書類を正式に提出する必要があり、審査官は当該書面による補正書に基づき審査の結論を出さなければならない。

第十章 化学分野の発明特許出願の審査に関する若干の規定

9. 生物技術分野における発明特許出願の審査

9.1 保護が求められた客体に対する審査

9.1.1 特許法 5 条に準拠した保護が請求された客体に対する審査

9.1.1.1 それぞれの形成及び発育段階にある人体

個々の形成と発育の段階にある人体は、ヒトの生殖細胞、受精卵、胚及び個体を含み、いずれも特許法第 5 条第一項に規定する特許権を付与することができない発明に属する。ヒト胚幹細胞は、それぞれの形成と発育の段階にある人体には属さない。

9.1.1.2 違法に取得或いは利用した遺伝資源により完成された発明創造

……

第四部 復審と無効請求の審査

第三章 無効宣言請求の審査

3. 無効宣告請求の方式審査

3.3 無効宣告請求の範囲及び理由と証拠

……

(5) 請求人は無効宣言理由を具体的に説明しなければならず、証拠を提出する場合、提出したすべての証拠に関して具体的に説明しなければならない。発明或いは実用新案特許に対して技術案の対比が必要な場合、係争特許と対比文献における相関技術案を具体的に説明するとともに、対比分析を行わなければならない。意匠特許で対比が必要な場合、係争特許と対比文献における相関画像或いは写真が示す製品の意匠を具体的に説明するとともに、対比分析を行わなければならない。例えば、請求人が特許法第 22 条第三項の無効宣告理由として複数の対比文献を提出する場合、無効宣告を請求した特許に最も近い対比文献及び単独対比または組合せ対比の対比方法を指定して、係争特許と対比文献の技術案を具体的に説明し、組合せ分析を行わなければならない。組合せ対比の場合、2 つ或いは 2 つ以上の組合せ方法の場合、まず最も主要な結合方法で対比分析しなければならない。最も主要な組合せ方法が明確でない場合、最初の第一グループの対比文献の組合せ方法が最も主要な組合せ方法である。異なる独立権利請求項については、それぞれ最も近い対比文献を指定することができる。

.....

第五部 特許出願及び事務処理

第二章 特許にかかわる費用

7.費用納付情報の補充

費用を郵便局或いは銀行を通じて送金した際に必要な納付情報を忘れた場合、送金当日に特許局が規定する方法及び要求内容に従い補充しなければならない。当日の補充が不完全で再度補充する場合、専利局が納付情報を完全に受領した日を納付日とする。

第七章 期限、権利の回復、中止、審査の順番

8.審査の順番(以下、新設)

8.1 一般原則

発明、実用新案及び意匠特許出願について、通常、出願の先着順に方式審査を開始しなければならない。発明特許出願については、後に続く実体審査手続きのその他の条件に合致することを条件に、通常、実体審査請求書の提出並びに実体審査料の納付の順に従って実体審査を開始しなければならない。別に規定がある場合は除く。

8.2 優先審査

国、地方政府の重点的な発展或いは奨励産業、国の利益或いは公共の利益に重大な意義を有する出願、或いは市場活動で一定の需要のある出願などに対して、出願人が請求し、承認された後、優先的に審査するとともに、その後の審査手続きも優先的に処理することができる。規定により他の関連主体により優先審査請求がなされた場合、規定に従い処理する。優先審査を適用する具体的な状況は、「特許優先審査管理弁法」に規定される。

但し、同一出願人の同日(出願日のみを指す)の場合、同様の発明創造が既に実用新案また発明として出願されている場合、その中の発明特許出願については、通常、優先審査をしないものとする。

8.3 審査延期

出願人は発明及び意匠特許出願に審査の延期請求を提出することができる。発明特許の審査延期請求について、出願人は実体審査請求と同時に提出しなければならない。

但し、発明特許出願の審査延期請求は、実体審査請求の効力発生日から発効する。意匠の審査延期請求については、出願人は意匠出願の提出と同時に提出しなければならない。延長期限は、審査延期請求の発効日から1年、2年或いは3年とする。延期期限の満了後、当該出願は審査を順番に待つことになる。必要に応じて、専利局は職権で審査手続を開始するとともに出願人に通知することができるが、出願人の審査延期の請求の期限は満了する。

8.4 専利局の職権開始

専利局の特許出願の実体審査の職権開始について、優先処理することができる。

注: 上記翻訳はご参考までの仮訳であり、当方が責任を負うものではないことをご了解ください。

原文でご確認をお願い致します。

株式会社 KyK インターナショナル
KyK International Inc.
www.KyK-ip.com

お問合せ :
電話 : 080 - 4866 - 7889
Email : kykip@kyk-inc. co. jp